

1. 日時 平成 28 年 2 月 5 日（金） 13 時 30 分～15 時 00 分
2. 場所 TKP 八重洲カンファレンスセンター ホール 7 C
3. 議題 (1) 小型家電リサイクルに関する取組について  
(2) 各自治体における小型家電リサイクルの取組について  
(3) 意見交換

#### 4. 議事概要

##### (1) 小型家電リサイクルに関する取組について（環境省より）

###### 【主な内容】

- ・ 小型家電リサイクルの年間回収目標量は 14 万トン、国民 1 当たりの年間回収量は約 1kg、平成 26 年度の回収量は約 5 万トンに留まっている。
- ・ 「参加に向けて調整中」も含めた参加自治体の割合は、平成 25 年度は約 4 割であったが、平成 27 年 4 月時点には 75 %となっている。
- ・ 1 人あたりの年間回収量で見ると 1kg 以上回収している市町村が 227 ある一方で、100g 未満が 496 自治体ある。各自治体の回収ポテンシャルをさらに掘り起こすことが重要。

##### (2) 各自治体の小型家電リサイクルの取組について（10 自治体より）

###### 【主な内容】

###### （北海道札幌市）

- ・ 回収方法はボックス回収だけでなく、拠点回収、ピックアップ回収等複数の方法を採用している。回収対象品目は制度対象品目すべてであるが、サイズにより回収方法が異なる。
- ・ 広報の取組として市民理解を促進するため伝える情報を絞り込みポイントをキーワード化するとともに、市民のライフスタイルに合わせた排出方法を選択できるように認定事業者の取組も含め、出前講座による周知、フリーペーパーの活用などで、幅広い層に継続的に広報している。
- ・ その結果、平成 25 年 10 月の回収開始以降、回収量が増え続け、平成 26 年度の回収量 831 トンに対し、今年度は 4 月～12 月で 730 トン、対前年比約 11%増の傾向となっている。

###### （福島県伊達市）

- ・ ボックス回収、イベント回収行っており、回収対象品目はパソコンを含む 11 分類約 50 品目。
- ・ 平成 26 年 11 月からの 1 年間で回収量は約 6t となっている。平成 27 年 12 月よりボックス回収の地域を拡大し、伊達地方衛生処理組合による広域回収を開始。
- ・ 今年度は、通信機能付きセンサーを装着したスマート回収ボックスの導入に取り組んでおり、遠方に設置された回収ボックスの堆積状況をセンサーで把握し、アラート機能によって概ね満杯になったボックスのみ回収するという取組を実施中。

###### （茨城県日立市）

- ・ ボックス回収（34 箇所のうち 7 箇所は民間店舗）、イベント回収等を行っている。制度対象品目を対象としており、平成 26 年度の回収量は 166 トン。回収量の一部について障がい者雇用事業

所にて解体分別等を業務委託し、年間 30 トンの解体・選別を行っている。

- ・平成 27 年 10 月～12 月に市民が小型家電のみを透明な袋に入れて排出するステーション回収を行った。この結果、例年の粗大ごみ回収量の 3 倍となった。約 8 割以上が適正に排出されており、有効な方法であると考えている。

(神奈川県相模原市)

- ・回収方法は、ボックス回収（市内 24 か所、うち 7 か所が民間施設）、イベント回収、ピックアップ回収を行っている。今年度からはパソコン以外のすべての制度対象品目に拡大した。ピックアップ回収では、粗大ごみ受入施設に持ち込まれた粗大系小型家電から切除したコード類を対象としている。
- ・また、民間事業者との連携、大学への試験的な回収ボックス設置（平成 25 年 10 月から）を行い、広報及び回収量増加を図っている。また、平成 27 年 4 月からの回収品目拡大に伴い、平成 26 年度はボックスの月平均回収量が 600 kg 程度だったが、平成 27 年度は月平均回収量が約 4 倍の 2.5 トンとなった。

(富山県立山町)

- ・回収方法は、ステーション回収（148 箇所）、ボックス回収（1 箇所）、持込み回収を行っており、平成 26 年度回収量は約 27 トンであった。ボックスでは投入口サイズの小型家電、ステーションでは小型と中型の家電を対象としているが、持込み回収では大型の家電機器の引取りが可能となっている。
- ・回収開始にあたり、住民への説明・広報による周知、各ステーションへの収集かごやコンテナの配布、シルバー人材センターへの収集方法の指導を実施した。

(愛知県名古屋市)

- ・回収ボックスに入る特定対象品目全て（パソコンを含む）を回収対象品目として、ボックス回収とイベント回収を行っており、平成 26 年度の回収量は 111 トン。回収ボックスの大きさを全ての特定対象品目が入る縦 15cm×横 40cm×高さ 25cm としている。民間施設に回収ボックスを積極的に設置し（回収拠点 57 箇所のうち 35 箇所）、平成 26 年度は全体の 63%である 70 トンを民間施設から回収した。
- ・事業開始時に集中的な広報（新聞 5 紙 63 万部への折込チラシ、主要地下鉄への大型広告等）を実施した。

(京都府京都市)

- ・回収方法は、拠点回収（市施設や民間施設でのボックス回収、市職員による対面回収）、協力電器店との連携回収、認定事業者との連携回収及びピックアップ回収の 4 つの方法を行っており、平成 26 年度の回収量は 23 トンであった。回収量増加のための取組として、平成 27 年 5 月より回収ボックスを更新し、投入サイズを 30cm×40cm×40cm に拡大した。平成 27 年度の回収量は約 100 トンが見込まれている。
- ・認定事業者と連携した小型家電の宅配便での回収を、平成 27 年 5 月 1 日から 6 月 30 日までの 2 か月間に実験的に実施した。「パソコンを含めた申込の場合に限り無料」としたところ 116 トンの回収量を達成した。

(大阪府守口市)

- ・平成27年11月より回収を開始し、平成27年11月～12月の回収量は約3,200kg。
- ・回収方法は、計13か所のボックス回収（公共施設）と、イベント回収の2種類である。回収対象品目は、高品位から中品位の小型家電に設定している。
- ・事業の開始にあたり職員の意識及び知見向上のため、環境部内での職員研修、認定事業者の現地視察、複数の自治体の先行事例の現地視察を積極的に行った。
- ・市民への普及啓発も重視し、11月1日の市民まつりでの職員による約1,000名へのアンケート実施などの啓発活動及びイベント回収を行った。広報活動として、市広報誌への毎月記事掲載、全町会回覧用啓発チラシの配付、FM放送への毎週出演、全公民館での市民説明会の開催などに取組んだ。

#### （岡山県岡山市）

- ・平成27年1月より回収を開始しており、平成26年度の回収量は102トンであった。現在の回収方法は5種類あり、店頭回収・帰り便回収（ホームセンターや電器店等109店舗）、市の資源回収所回収、ボックス回収（市有施設5箇所）、イベント回収、ピックアップ回収を行っている。
- ・店頭回収では協力店での対面回収を、帰り便回収では商品配達後の帰り便での回収を行っている。また、すべての回収方法について、認定事業者に直接収集運搬を委託している。収集運搬コストの削減や保管場所の確保につながっている。
- ・取組の結果として、当初の回収量見込みは1か月あたり30トンであったが、平成27年度は50トン/月と想定よりも約1.5倍の回収量を達成している。

#### （鹿児島県鹿児島市）

- ・平成27年1月より回収を開始し、平成27年1～3月の回収量は1,760kgであった。現在の回収方法は、市内30か所のボックス回収（民間商業施設店頭）と、清掃工場における簡易なピックアップ回収（本来の業務に支障なく費用が伴わない範囲で）の2種類を行っており、対象品目は携帯電話やデジタルカメラなど小型の12品目に絞って回収している。
- ・そのほか、積極的な周知・広報活動もあり、1年間回収量は当初予想（3トン）を上回る5.3トンに達した。

### （3）意見交換（主な質問、及び発表者・環境省からの回答）

#### 【主な内容】

##### 質問①

金属市況の悪化に伴い、逆有償となった場合どう対応するか来年度の状況と合わせて伺いたい。

##### 回答①

- ・来年度は、有償部分については引き続き取引し、逆有償の場合については市の処理施設にて対応する方向である。
- ・来年度の話は今後であるが、品質、ロット、引取り回数等によって決まると思っている。
- ・各自治体によって運賃、引取り価格、品位等により契約状況が異なると認識している。一方、昨秋より市況が下落し有償での買取りが厳しい状況は把握しており、今後、定量的な数字の把握をしながら対応を検討していきたい。

### 質問②

スマートフォンの回収の際、個人情報の保護について対応をどのようにしているか。また、製造者の負担も含め、市町村への負担の見直しを検討すべきではないか。

### 回答②

- ・ スマートフォンについては認定事業者による物理的破壊による処理の実施を確認している。
- ・ スマートフォンについて、ボックス回収の際に、携帯電話用パンチを設置して市民に物理破壊をしていただいている。また店頭回収の際には、店頭にて情報の有無を確認し、情報が残っていれば消去、消去できない場合には、別コンテナで認定事業者に引渡し、物理的破壊を行っている。
- ・ スマートフォンについては回収ボックスの入口は別口としており、取出しできないようにし、集積拠点から回収する際に職員が立会い、情報漏えい等がないようにしている。さらに処理施設にて磁気破壊装置等のデータ消去、クラッシャーによる穴あけを実施している。
- ・ 本制度は5年目に見直しする規定が設けられている。市町村の負担等については、今後他の5つのリサイクル法の実施状況や諸外国の状況も考慮した上で検討していきたい。

### 質問③

ピックアップ回収に取り組まない自治体は、なぜ取り組まないのか。またピックアップ回収では取残しの有無がどの程度あるのかを伺いたい。

### 回答③

- ・ 不燃ごみを集積している場所が市内1か所で、水曜日に収集車両が集中するという特異な事情があり、ピックアップするスペースがないこと等物理的条件を整えるのが難しいため。
- ・ ピックアップ回収の取残しについては、統計データがない。

以上